令和８年９月２９日　議会運営委員会（速報版）

午前十時開議

○**下山芳男委員長**　ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

――――――――――――――――――

○**下山芳男委員長**　若林議員は欠席でございますので御報告いたします。

１第三回区議会定例会継続本会議について、㈠議員提出議案について。

○**中潟区議会事務局長**　タブレット二ページを御参照願います。議員提出議案第五号「オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書」につきましては、議長を除く全議員の署名をいただいております。当初日程として議事日程に組み込んでおりますので、御承知おき願います。本件の取扱いにつきましては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

なお、議案につきましては、情報共有システムに掲載しております。

○**下山芳男委員長**　㈠日時、㈡進行次第について、一括説明願います。

○**中潟区議会事務局長**　レジュメを御覧願います。日時は、本日の午後一時でございます。

続きまして、進行次第について御説明いたします。タブレットの四ページから五ページに「議事日程」、六ページに「本日の会議に付する事件」、七から八ページに「議案賛否一覧表」をおつけしております。

七から八ページの「議案賛否一覧表」を御覧願います。まず、若林議員から本日の本会議を欠席する旨の届出があったため、維新の賛否の欄につきましては、署名された議員提出議案一件を除き横線で示しております。

それでは、本会議の進行について御説明いたします。まず、日程第一から第八が一括上程されます。補正予算四件、条例改正一件、請負契約一件、契約変更一件、財産の取得の変更一件の計八件でございます。企画総務委員長の報告を受けた後、表決となりますが、世自民のおぎの議員より議案第五十九号につきまして反対の立場で意見の申出がございます。

意見についての発言時間は、一委員長報告当たり一会派十分を上限に、二分三十秒に会派の構成員数を掛け、一分未満は切り上げた時間とし、壇上にて行うことが既に確認されております。その確認によりますと、世自民は三分となりますが、このように取り扱うことでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長**　それでは、お諮りいたします。採決は挙手によって行います。

ただいまの局長説明のとおり進めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**下山芳男委員長**　挙手多数と認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長**　発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

この八件についての賛否でございますが、まず、議案第五十九号につきましては世自民が反対で、その他の会派は賛成でございます。次に、議案第六十号及び第六十一号の二件につきましては、共産が反対で、その他の会派は賛成でございます。次に、議案第六十二号から第六十六号の五件につきましては、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この企画総務委員会関連の採決につきましては、三回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第五十九号を電子採決でお諮りいたします。次に、議案第六十号及び第六十一号の二件を一括して電子採決でお諮りいたします。そして、議案第六十二号から第六十六号の五件を一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第九から第十六が一括上程されます。条例改正三件、指定管理者の指定五件の計八件でございます。区民生活委員長の報告を受けた後、表決となります。

この八件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この区民生活委員会関連の採決につきましては、一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第十七から十九が一括上程されます。条例改正三件でございます。福祉保健委員長の報告を受けた後、表決となります。

この三件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この福祉保健委員会関連の採決につきましては、一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次のページを御覧願います。次に、日程第二十から第二十四が一括上程されます。条例改正三件、路線認定二件の計五件でございます。都市整備委員長の報告を受けた後、表決となります。

この五件についての賛否でございますが、まず、議案第七十八号、第七十九号、第八十一号及び第八十二号の四件につきましては、全ての会派が賛成でございます。次に、議案第八十号につきましては、共産が反対で、その他の会派は賛成でございます。したがいま

して、この都市整備委員会関連の採決につきましては、二回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第七十八号、第七十九号、第八十一号及び第八十二号の四件を一括して簡易採決でお諮りいたします。そして、議案第八十号を電子採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第二十五から第二十八が一括上程されます。条例改正三件、指定管理者の指定一件の計四件でございます。文教委員長の報告を受けた後、表決となりますが、共産の坂本議員より議案第八十三号及び第八十六号につきまして反対の立場で意見の申出がございます。

意見についての発言時間は、先ほど御説明した確認事項によりますと、共産は十分となりますが、このように取り扱うことでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長**　ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長**　異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長**　発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

この四件についての賛否でございますが、まず、議案第八十三号及び第八十六号の二件につきましては、共産が反対で、その他の会派は賛成でございます。次に、議案第八十四号及び第八十五号の二件につきましては、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、この文教委員会関連の採決につきましては、二回に分けて決することとなります。

採決は、まず議案第八十三号及び第八十六号の二件を一括して電子採決でお諮りいたします。そして、議案第八十四号及び議案第八十五号の二件を一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第二十九が上程されます。条例改正一件でございます。ＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員長の報告を受けた後、表決となります。

本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、このＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第三十から第三十五が一括上程されます。条例改正六件でございます。子ども・若者施策推進特別委員長の報告を受けた後、表決となります。

この六件についての賛否でございますが、まず、議案第八十八号、第九十号、第九十二

号及び第九十三号の四件につきましては、全ての会派が賛成でございます。次に、議案第八十九号及び九十一号の二件につきましては、共産が反対で、その他の会派は賛成でございます。したがいまして、この子ども・若者施策推進特別委員会関連の採決につきましては、二回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第八十八号、第九十号、第九十二号及び第九十三号の四件を一括して簡易採決でお諮りいたします。そして、議案第八十九号及び第九十一号の二件を一括して電子採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第三十六が上程されます。冒頭で御説明いたしました議員提出議案第五号「オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書」でございます。議長を除く全議員の署名をいただいております。本件は、委員会で案を作成した意見書であることから、既に確認されているとおり、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、直ちに採決となります。

本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがいまして、採決は簡易採決でお諮りすることとなります。

以上で散会となります。終了予定時刻はおおむね午後二時十分頃と見込んでございます。

以上が本日の継続本会議の進行次第でございますが、全体を通して以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長**　本日の進行次第について、全体を通してただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長**　異議なしと認め、さよう決定いたします。

――――――――――――――――――――

○**下山芳男委員長**　２次回委員会。次回委員会は、十月二十日火曜日午前十時から開催することとしたいので、よろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――

○**下山芳男委員長**　以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時十分散会

――――――――――――――――――――

署名

議会運営委員会

委員長